

答 申 第 9 8 号
平成 17 年 12 月 22 日

神 戸 市 長
矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会
会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成 14 年 12 月 4 日付神み空推第 220 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「H7 年度神戸空港航空需要予測調査報告書(システム総研からきた原本)と同報告書の説明した補足資料のようなもの。(神戸市が補足したのものも含む。)」の公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

「H7年度神戸空港航空需要予測調査報告書（システム総研からきた原本）と同報告書の説明した補足資料のようなもの。（神戸市が補足したのものも含む。）」の請求について、実施機関が平成7年度神戸空港航空需要予測調査報告書のみを特定して公開とした決定には、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求を行った。

「ア 臨海整備事務所の支払伝票で、種別が「イージーキャビネット等」と記されている明細書（14年1～3月分、品名、数、価格のあるもの。）

イ みなと総局の職員が神戸空港関連で東京（システム総研も含む）に出張した旅行命令書と出張報告書のようなもの。ただし14年度のもの。

ウ H7年度神戸空港航空需要予測調査報告書（システム総研からきた原本）と同報告書の説明した補足資料のようなもの。（神戸市が補足したのものも含む。）

エ 神戸空港整備事業の事後調査の水質結果速報値（14年8月分、資料のみでOK）

オ（神戸空港）水理模型を使った潮流調査と環境アセスメントで用いた数値シミュレーションの詳細内容のわかるもの。（神戸市広報印刷物登録平成10年度第95号、参照）」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、請求に対し、

旅行命令書

復命書、出張記録

明細書

水質分析結果速報値

平成7年度神戸空港航空需要予測調査報告書

空港島に係る水理模型実験による潮流調査報告書

空港島埋立アセスメントにかかる潮流・水質影響予測調査報告書

を特定し、公開の決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、上記(1)ウの公開請求に対して、平成7年度神戸空港航空需要予測調査報告書の原本のみの公開で、「同報告書の説明した補足資料のようなもの。（神戸市が補足したのものも含む。）」について公開されていないと主張する。そのため、申立人は本件決定を取り消し、上記請求文書を公開すべきであるとして、異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

なお、その余の公開決定について争いはない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 14 年 11 月 15 日付の異議申立書、平成 15 年 6 月 18 日付の意見書、平成 17 年 7 月 19 日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

申立人は、公開請求書のなかには「H7 年度神戸空港航空需要予測調査報告書（システム総研からきた原本）と同報告書の説明した補足資料のようなもの。（神戸市が補足したのものも含む。）」と請求しているのに、本処分による公開は上記報告書の原本のみの公開で、後半部の「同報告書の説明した補足資料のようなもの（神戸市が補足したのものも含む。）」については公開していないため、異議申立てを行う。

神戸市は報告書以外の資料（神戸市が補足した資料も含む）は不存在と主張しているが、下記の事項のように報告書に書かれていない事柄がその後明らかにされた。

12 年の市議会でこの報告書の東京と福岡（対神戸）便の需要の算出法に、機材ぐりと相手空港の受入れ容量が考慮されていると、神戸市当局が述べた。また 15 年に神戸地方裁判所において神戸市職員が、東京便は 10 便に福岡便は 6 便に制約していると述べている。

報告書の 4 頁、6 頁の旅客流動量で T T L と P a X (- 600) と P a X (600 -) は全交通機関（自動車含む）の県間旅客流動量で、表 2 - 1 の将来の流動量合計値は、J R 定期外と航空の合計値である（自動車含まず）と、神戸市は平成 12 年に説明したが、報告書にはそのような区別は書いていないので、補足資料がなければそのような区別は分からないはずである。

予測の手順として、航空と鉄道の分担率を先ず出して、その後神戸空港、伊丹、関空の分担率を出す方法と、同時に鉄道、神戸空港、伊丹、関空の分担率を出す方法があるが、この報告書にはどちらで行ったか明記されていないが、14 年の市議会では後者の方法であると、述べている。

以上、3 点をとってみても報告書に記載のない内容を、担当者が次々替わる中で平成 7 年度から 5 ~ 6 年も経過した後市議会などで説明していることから、報告書以外に補足資料があることは確実である。もしも補足資料がないのなら、神戸市職員はその場で創作し不確実なことを述べていたことになる。また、個人のメモに記録があっても、それを神戸市の見解とするのなら、そのメモは神戸市の公文書である。通常個人のメモになにが記録されていても神戸市の見解とはなり得ない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 15 年 5 月 30 日付の公開理由説明書、平成 17 年 9 月 12 日及び 11 月 7 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件決定は、平成 7 年度神戸空港航空需要予測調査報告書及びその補足資料等の公開を求める公文書公開請求に対し、同報告書の補足資料等を保有しないことから、同報告書のみを公開する決定を行ったものである。

平成 7 年度の神戸空港航空需要予測を行う作業過程においては、同調査業務を委託したコンサルタントから、調査業務の進捗状況を確認する目的で、いくつかの資料の提出を受けているが、それらの資料は、最終的な報告書が提出された時点ですべて廃棄されている。

申立人は、同報告書の補足資料等を市が保有しているにもかかわらず、公開しなかったと主張しているが、上記の経緯のとおり、現時点では市は同報告書の補足資料等については保有していない。

補足資料は、当時、決裁・供覧文書として取り扱われていたわけではなく、また、最終的に成果品として納めるという契約上の書類ではなかったため、補足資料は公文書にはあらず、廃棄したことは不適切ではなかったと考えている。

なお、平成 7 年度の航空需要予測結果を精査するために、14 年度に再度航空需要予測調査を実施しているが、その際には、平成 13 年 12 月に国土交通省より関係地方公共団体に対して、その後の予測方法の検証に必要な記録を整備保存し、求めがあれば適切に公開する旨の通知がなされていたため、この趣旨を踏まえて予測作業の進捗とあわせて 5 回にわたって公開の審議会を行うとともに、補足資料の整備保存を行っており、その後において平成 14 年度の航空需要予測調査結果の公開請求があった際には、補足資料を公開している。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求をした「H7 年度神戸空港航空需要予測調査報告書（システム総研からきた原本）と同報告書の説明した補足資料のようなもの。（神戸市が補足したものも含む。）」のうち、「同報告書の説明した補足資料のようなもの。（神戸市が補足したものも含む。）」（以下「本件請求文書」という。）の存否である。

(2) 本件請求文書の存否に関する実施機関からの事情聴取等について

ア．平成 7 年度神戸空港航空需要予測調査報告書に記載のない内容についての市民等への回答等について

実施機関によれば、平成 7 年度神戸空港航空需要予測調査報告書（以下「本件報告書」という。）における航空需要予測の内容については、市民の関心が高かったこと、また、本件報告書の公表以降、空港等に関する特別委員会等で審議が行われてきたことから、職員は市民及び委員会等での質問に適確に答えるため、航空需要予測の内容について熟知しておく必要があり、本件報告書に記載がない内容についても航空需要予測に直接関わった職員から説明を受け、あるいは想定される質問とこれに対する回

答等をもとに、熟知するなどしていたものであるとしている。

また、実施機関によれば、航空需要予測の調査研究を担当している職員は、各種文献や専門書等により調査研究を行っているが、例えば四段階推計法等の航空需要予測の手法については、専門的知識を持った上で報告書を見れば、予測の手順等を説明することが十分可能であるとしている。

イ．本件請求文書の性格及び存否について

実施機関によれば、平成7年度の航空需要予測の作業過程で委託先コンサルタントからアクセス条件、地域別経済成長率、空港の後背圏等についての補足資料を入手したとしている。

実施機関としては、本件請求文書の性格について、当該文書は作業手順の確認や指示を行うために作成されたものであり、また本件委託業務が実施機関に対し成果品として本件請求文書を提出するという契約内容でもないことから、当時施行されていた神戸市公文書公開条例第2条第1号に定める公文書には該当しないと判断したとしている。

そして、実施機関は、委託先コンサルタントから本件報告書の提出を受け、本件報告書がこれまで実施機関が行ってきた指示等に沿った内容のものであることを確認した段階で、本件請求文書については保存する必要がないものと判断し、また上記のとおりこれが公文書に該当しないことから、本件請求文書を廃棄したとしている。

さらに審査会は、実施機関に対し本件報告書の作成時点とその後の市民への回答の状況や、市会等における答弁時点の状況も含め事情聴取を行ったが、本件請求文書が存在することを窺わせる事実や事情を確認することはできなかった。

(3) 結論

以上のことから、申立人が主張するような文書の存在を窺わせる事実や事情を確認できなかった。よって、冒頭のとおり判断する。

なお、本件で扱われたような文書は、現行条例のもとでは組織共用文書になることが考えられる。実施機関においては、平成14年度の航空需要予測調査結果の公開請求があった際には、これの根拠資料等を公開していることが認められるが、今後とも実施機関においては、新たな調査を行った場合には、根拠資料等については公文書として整備・保存するとともに、公開に努められたい。